

国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「利益相反カウンセラー」とは、利益相反マネジメントに関し教職員等からの相談等に応じる利益相反に関する専門的知識を有する者をいう。</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(教職員等の責務)</p> <p>第5条 教職員等は、高い倫理性を保持し、利益相反マネジメントに従わなければならない。</p> <p>2 教職員等は、利益相反の発生が懸念される場合は、<u>第13条第2項</u>に定める利益相反カウンセラーに相談する等利益相反の回避に努めなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(6) (同 左)</p> <p>(教職員等の責務)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 教職員等は、利益相反の発生が懸念される場合は、<u>第2条第1項第4号</u>に定める利益相反カウンセラーに相談する等利益相反の回避に努めなければならない。</p> <p>附 則（令和7年達示第26号）</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、令和7年1月1日から適用する。</p>